

質問回答書

令和7年4月28日

尾張旭市健康福祉部保険医療課

令和7年度尾張旭市健康診査受診勧奨委託業務に関する質問の回答は、下記のとおりです。

記

No	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 9 参加表明等 (4) 参加資格の確認	「参加資格要件の確認」に関連し、以下2点についてご確認させてください。 ① 提出者に参加資格があると認められた場合、その旨の通知はいただけるのでしょうか。 ② 通知がある場合、その通知のタイミング(時期)はいつ頃を予定されていますでしょうか。	① 提案者に参加資格がないと認めた場合のみ通知を行います。 ② 5/9(金)頃を予定しております。
2	実施要領 10 企画提案 (4) 提出方法	企画提案書の提出方法は宅配便でも問題ないでしょうか。	宅配便で差し支えありません。
3	業務内容 1 目的	目的「ソーシャルマーケティング手法や行動心理学等の理論を活用して」と記載がございますが、活用するソーシャルマーケティング手法とは、想定されるタイプへのインタビュー調査を基に行動科学モデルにもとづき勧奨対象者の特性に合わせた個別具体的なメッセージを作成する手法という認識で相違ございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。 また、個別具体的なメッセージの作成手法としましては、インタビュー調査の他、同様の事業における実績、関連分野における学術的な研究結果などの活用が考えられます。
4	業務内容 2 業務内容 (1) 健診の受診率向上のための対象者の分析	「公衆衛生、医療経済等の専門領域の知見を活用して行う」と記載がありますが、以下2点ご確認させてください。 ① 勧奨における介入研究に関して論文を公表している研究者が自社に在籍していない場合、当該事業者は本業務に係る参加資格を有しないとの理解で相違ないでしょうか。 ② 契約締結交渉等において、当該研究者の学位を証明する書類(例:公衆衛生学における博士の学位記の写し等)の提出は必要とされますでしょうか。	① 必ずしも特定の研究者が在籍している必要はありませんが、公衆衛生や医療経済などの分野に関する専門知識を活用して業務を行ってください。 ② 提出は必須ではありませんが、添付されている場合は参考にさせていただきます。

5	業務内容 2 業務内容 (1) 健診の受診率向上のための対象者の分析	以下のデータのご提供は可能でしょうか。 ・FKAC163、164、167 過去 5 年分、現存被保マスタ。	FKAC163、164、167 について、過去データも含め本市においてシステムから出力できる分を提供します。 被保険者マスタデータについて、国保・後期とも KDB システム被保険者管理台帳 (S26_006) 出力データを提供します。国保においては、特定健診等被保険者データ (KD_IF015) を提供します。
6	業務内容 2 業務内容 (2) 対象者リストの作成	5 つ以上のグループは、特定健診・後期健診それぞれにおいて 5 つ以上でしょうか。	ご認識のとおりです。
7	業務内容 2 業務内容 (2) 対象者リストの作成	「対象者の特徴別に 5 つ以上のグループに分類し受診勧奨対象者リストを作成」とありますが、以下 3 点ご確認させてください。 ① 「5 つ以上のグループ」については、分類の根拠やアルゴリズム等を、尾張旭市様が納得される形で提示する必要があるという理解で相違ないでしょうか。 ② また、受診勧奨対象者リストを作成する際の特許を所有している場合、その旨の証明書の提出は必要でしょうか。 ③ さらに、グループ分類の具体的なロジックの提示 (例: 行動科学や受診予測ロジックに基づく分類) は、提案として可能でしょうか。	① ご認識のとおりです。 ② 特許に関する証明書の提出については必須ではありませんが、提案内容に関連する特許がある場合、その技術が受診勧奨業務にどのように適用されるかを説明してください。 ③ グループ分類のロジックを提案することは可能です。分類方法がどのように受診勧奨業務に貢献するか、具体的な例を含めて提案してください。
8	業務内容 2 業務内容 (3) 通知物の作成	「対象者が属するグループごとに、受診行動につながる内容の受診勧奨メッセージを作成し印刷する」との記載がありますが、尾張旭市様における「受診行動につながる内容」とは、具体的にどのような考え方や指標をもって定義されているか、ご教示いただけますでしょうか。	未受診者が健診を受けるための心理的・実動的な動機づけを促進するメッセージを想定し、指標としては、受診率の向上を定義しております。これまでのノウハウを活かして、対象者の特性に合った効果的な受診勧奨メッセージを提案してください。
9	業務内容 2 業務内容 (6) 事業評価	「データ分析及び対象者の健診の受診状況を評価し結果を取りまとめる。」と記載がありますが、グループ分類を含めた事業結果の報告書を作成し、ご訪問して事業結果をご説明する認識でおりますが、相違ありませんでしょうか。 また、上記対応ができない事業者は参加資格がないという認識で相違ございませんでしょうか。	訪問による事業報告を想定していますが訪問による対応ができない事業者は参加資格がないというわけではありません。

10	業務内容 2 業務内容 (6) 事業評価	「データ分析及び対象者の健診の受診状況の評価し結果を取りまとめる」と記載されていますが、評価結果の報告書に関して、ページ数・形式・分析手法等に関して何らかの制限や指示がございますでしょうか。	ページ数・形式・分析手法等に関して制限は設けていません。
11	業務内容 2 業務内容 (8) スケジュール (予定)	効果測定用の健診データのご提供時期をご教授ください。	契約締結後、事業者と相談の上決定します。
12	業務内容 3 業務の実施方法	「公募型プロポーザル方式により業務実施能力等を審査し、委託事業者を選定する」とありますが、本プロポーザルにおいて、プレゼンテーション(口頭説明)による審査は実施されないという認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	業務内容 3 業務の実施方法	「特定健康診査及び後期高齢者医療健康診査の受診勧奨を一体として実施する」とありますが、特定健診および後期健診を一体として提案できない場合は、本プロポーザルにおける参加資格がないとの理解で相違ないでしょうか。	契約締結においては一本化を想定しておりますが、実務については特定・後期それぞれの特性に合った提案をお願いいたします。
14	業務内容 4 参考情報	R7 年度の特定健診受診勧奨、後期健診受診勧奨の通知の想定数量をご教示ください。	特定健康診査対象者は 8,500 人程度、後期高齢者医療健康診査対象者は 6,500 人程度を想定していますが、より効果的となるよう予算の範囲内で事業者において設定してください。
15	業務内容 4 参考情報	R6 年度の特定健診受診勧奨実績 8,000 件において、5 年連続受診者、不定期受診者、5 年連続未受診者の割合をご教示ください。	本市が把握しているデータは過去 3 年のものとなり、受診歴は下記の通りです。 ・連続受診者 : 23.5% ・不定期受診者 : 21.2% ・連続未受診者 : 55.3%
16	業務内容 4 参考情報	R5 年度の健診受診率をそれぞれご教示ください。	特定健康診査は 44.99%、後期高齢者医療健康診査は 43.39%です。
17	各種様式	各提出様式に押印欄の記載がございませんが、全様式において押印は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
18	各種様式 様式 2 「企画提案書」	3 「社会的価値の実現に資する取組に係る登録証や認定書等、内容を証明する書類の写し(該当する場合のみ)」について、貴自治体が想定されている具体的な書類例があればご教示いただけますでしょうか。	SDGs の各分野における、登録証、証明書、承認書などで、ISO14001 の登録証、障害者雇用状況報告書、ワークライフバランス企業の認証書などを想定しています。
19	各種様式 様式 5 「業務実施体制」	担当技術者が 4 名以上いる場合は、記入欄を追加してもよろしいでしょうか。	記入欄を追加して記載してください。

20	各種様式 様式6「予定技術者調書」	2「資格を証明する書類（資格証の写し等）を添付すること」について、健診業務に関わる資格を保有しない職員が多い場合、添付は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
21	審査基準表 企画提案面 個人情報保護及び安全管理体制	昨今、個人情報の不適切な取扱いに関して、個人情報保護委員会から是正指導や注意喚起を受けた事例が報道等で複数確認されており、類似の業務を行う事業者に対しても、個人情報保護に係る法令遵守体制の厳格な確認が求められる状況と認識しております。 つきましては、以下の2点について確認させてください。 ① 本プロポーザルにおいて、過去に個人情報保護委員会等から注意・指導を受けた実績のある事業者が応募している場合、審査においてそれが評価に影響する可能性はございますでしょうか。 ② また、本業務に係る契約にあたり、個人情報保護の体制証明（例：外部認証、規程類、社内教育体制など）の提出が求められる可能性はございますでしょうか。	① 過去に注意・指導を受けた実績がある場合は、その事実の有無に加えて、その後に講じた是正措置や再発防止策等について、具体的に記載・説明してください。 審査においては、過去の指導歴の有無のみで評価を決定することはありませんが、その内容・重大性・対応状況を総合的に勘案し、他の評価項目とあわせて適切に判断します。 ② 尾張旭市個人情報の管理に関する規定第17条（別添）に基づき、提出をお願いします。

以上